



(令和7年度 三朝町)

小児インフルエンザ予防接種

三朝町では、生後6カ月から中学3年生のインフルエンザ予防接種に係る費用の一部助成をおこなっています。これは、子どもたちの健やかな成長を願って、インフルエンザの発病又はその重症化を防止することを目的とするものです。



【助成方法】 対象児のおられるご家庭に、助成券を送付します（9月下旬）。別紙の協力医療機関に以下の書類を持参し、接種して下さい。

- ・三朝町小児季節性インフルエンザ予防接種助成券
- ・三朝町小児季節性インフルエンザ予防接種助成金申請書兼委任状

【対象者】 生後6カ月から中学3年生まで

※平成22年4月2日から令和7年7月1日生まれのお子さんに助成券を送付します。

【注意事項】

- 助成券は切り取らずに、そのまま医療機関にご持参ください。（医療機関が切り取ります）
- 協力医療機関において、助成券を持参せずに接種された場合は、全額自己負担になりますのでご注意ください。原則、助成券の再発行は行いません。
- 令和7年10月1日以降に三朝町に転入された方や、生後6カ月になられた方で助成券をお持ちでない方は、助成券を発行しますので、企画健康課までご連絡下さい。
- 経鼻タイプのワクチン（生ワクチン）は2歳～中学3年生までの方が対象です。助成回数/助成金額は1回のみ/3,000円です（※助成額を増額しました）。料金については医療機関にご確認ください。

【助成額】 どちらかのワクチンを選んでください。

ワクチンの種類	就学前	小中学生	助成金の額
不活化ワクチン	2回	1回	1回の接種につき1,500円（接種費が1,500円に満たない場合は、接種費）とする。
経鼻弱毒生ワクチン	1回	1回	1回の接種につき3,000円（接種費が3,000円に満たない場合は、接種費）とする。

協力医療機関以外で接種された方は、助成金の請求手続きが必要です。

☆協力医療機関以外で接種された場合、助成券が使用できませんので、医療機関で接種費用を全額お支払下さい。その後、企画健康課で助成金の請求手続きをして下さい。

- 【請求に必要なもの】 ①医療機関発行の領収書（インフルエンザワクチン代と明記してあるもの）
②印鑑
③助成金振込先がわかるもの（請求者名義の通帳等）

【請求期限】 令和8年3月末日まで

【お問合せ先】 三朝町 企画健康課 健康づくり係 電話43-3506

インフルエンザ予防接種 説明書

この予防接種は、任意の予防接種（被接種者あるいはその保護者の判断で接種を受けるかどうかを決める予防接種）です。希望する方は、ワクチンの効果や副反応を理解した上で接種してください。

1. 病気の説明

インフルエンザウイルスの感染を受けてから1～3日間ほどの潜伏期間の後に、発熱、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛・関節痛などが突然あらわれ、咳、鼻汁などの上気道炎症状がこれに続き、約1週間の経過で軽快します。

小児では中耳炎の合併、熱性けいれんや気管支喘息の誘発、まれですが急性脳症などの重傷合併症があらわれることもあります。

2. 予防接種の効果

現在国内で用いられているインフルエンザワクチンは、感染を完全に阻止する効果はありませんが、インフルエンザの発症を一定程度予防することや、発症後の重症化などを予防することに関しては、一定の効果があるとされています。

3. 接種方法

不活化ワクチンの場合は、3歳未満には0.25mlを皮下に、3歳以上13歳未満は0.5mlを皮下に2～4週間の間隔をおいて2回接種します。13歳以上は0.5mlを1回、皮下に接種します。

経鼻弱毒生ワクチンの場合は2歳以上19歳未満の者に1回0.2ml（各鼻腔内に0.1mlを1噴霧）を鼻腔内に噴霧します。

インフルエンザワクチンの製造過程で発育鶏卵が使用されています。卵アレルギーのある方は接種を行うにあたり注意を要しますので、かかりつけ医に御相談ください。

4. 副反応

重大な副反応として、ショック、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）があらわれることがあり、そのほとんどは接種後30分以内に生じますが、まれに接種後4時間以内に起こることもあります。その他、ギラン・バレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎、脳症、脊髄炎、視神経炎、肝機能障害、黄疸、喘息、発作等があらわれたとの報告があります。

接種直後から数日中に、発疹、じんましん、紅斑、かゆみ等があらわれることがあります。局所の発赤、腫脹、疼痛等、また全身反応として発熱、悪寒、頭痛、倦怠感等を認めることがあります。通常2～3日中に消失します。

5. 予防接種健康被害救済制度

任意の予防接種であるため、健康被害を受けた場合は独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けられることがあります。救済制度を申請する必要がある場合は、診察した医師、または三朝町にご相談ください。

<参考文献>

予防接種必携、予防接種ガイドライン（公益財団法人 予防接種リサーチセンター）

予防接種に関するQ&A集（一般社団法人 日本ワクチン産業協会）